

種子法廃止の問題点／民間任せ、主食があぶない

谷口吉光（秋田県立大学）

本欄では私たちが生きていく基盤として農業の大切さについて繰り返し話してきたが、土や水などと並んで農業の重要な要素である「種（たね）」が大きな危機にさらされていることはあまり知られていないだろう。

事の発端は2017年4月、国会で主要農作物種子法（種子法）の廃止が決まったことだ。種子法は稲、麦、大豆の種子を対象に都道府県に優良品種の指定や原種の生産などを義務づけた法律で、秋田県の「あきたこまち」、新潟県の「コシヒカリ」など数多くの公共品種が開発されてきたのもこの法律があったおかげである。

政府が種子法の廃止を提案したのは、都道府県が開発した奨励品種を農家が利用する割合が高いため、民間企業が開発した種子がなかなか普及しないという背景があった。規制緩和や農業の成長産業化を推進する政府の方針の沿って、民間企業が種子生産に参入しやすくするという名目で種子法を廃止したのである。

ところが、種子法廃止に対して幅広い市民団体や専門家から疑問や批判が巻き起こった。昨年7月には「日本の種子（たね）を守る会」が設立され、各地で勉強会や署名活動を行っている。世界の種子や遺伝資源管理に詳しい西川芳昭龍谷大学教授は昨年9月「タネが消えればあなたも消える」（コモンズ）という本を出版して、種子の問題にもっと関心を持つように訴えている。

種子法廃止には多くの問題が含まれているが、最も深刻だと思う1点に絞って私見を述べる。それは種子法が対象としていた米、麦、大豆が日本人の主食だという点である。「国民の主食の種子を安定的に供給することは国の責任だ」という自覚が種子法の根底にあったと思う。しかも南北に長く気候の差が大きい日本では、その地域に合った品種改良を各地の農業試験場が積み重ねてきた。たとえば、北海道産米の評価を一変させた「ゆめぴりか」という品種はおいしくて寒さに強いという特性を持っているが、上川農業試験場で10年間かけて作られたという。こんな長期間の育種が可能だったのも種子法があったからだ。

主食の種子生産に関する責任を国が放棄し、民間企業に任せてもいいのだろうか。現在のところ種子法が廃止されても全ての都道府県が種子の安定供給体制を維持する方針だという（日本農業新聞、3月21日電子版）。しかし、長期的に見れば種子供給を止める地域が出てくる可能性も否定できない。そうなったら、その地域の米農家は民間企業が開発した品種を買うしかなくなる。その品種の味、栽培しやすさ、種の価格、契約条件が公共品種と比べて絶対に優れているとは言い切れないだろう。そうなっては遅いのではないか。

「農産物の種なんて自分とは関係ない」と思っている人も多いかもしれない。だが、種子法廃止は農家の種に関する権利や食料安全保障に関わる問題でもある。農業県秋田でもっとこの問題が議論されるべきだと思う。

（朝日新聞「あきたを語ろう」2018年5月20日掲載分に加筆・修正した）